

事務連絡
令和2年12月17日

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部（局）御中

厚生労働省医政局総務課

新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの迅速な接種のための体制確保
に係る医療法上の臨時的な取扱いについて

「新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業に係る留意事項について」
（令和2年10月23日付け厚生労働省健康局健康課事務連絡）等において、新
型コロナウイルス感染症に係るワクチン（以下「新型コロナウイルスワクチン」
という。）の接種体制確保に係る留意事項等をお示ししているところです。

今般、新型コロナウイルスワクチンの迅速な接種のための体制確保に係る医
療法上の臨時的な取扱いについて、下記のとおりまとめましたので、内容を御了
知の上、管内医療機関へ周知いただくとともに、その実施に遺漏なきようお願い
いたします。

なお、この取扱いは、新型コロナウイルスワクチンについて迅速に多くの国民
に対して接種することの重要性に鑑みたものであることにご留意いただくよう
お願い申し上げます。

記

1. 新型コロナウイルスワクチンの接種を実施する医療機関において、一時的
に診療時間や診療日を変更する場合には、医療法（昭和23年法律第205
号）に基づく当該変更の届出は省略して差し支えないこと。
2. 医療機関以外の会場等を活用する場合は、診療所開設に係る手続きが必要
であるが、別添の「医療機関外の場所で行う健康診断等の取扱いについて」

（平成 7 年 11 月 29 日健政発第 927 号厚生省健康政策局長通知）に定める要件に該当する場合には、一部手続きを簡素化して実施することが可能であるため、参照の上、対応されたい。

なお、上記通知において規定する実施計画は、適切な時期に事後的に行うこととして差し支えないこと。